議題１

政策会議付議事案書（平成３０年１月１１日）

提案課名　高齢介護課
報告者名　山本　隆浩

事案名	秦野市指定居宅介護支援等の事業に関する条例を制定することについて	資料有
目的・必要性	平成２６年６月公布の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法が一部改正され、平成３０年４月１日に居宅介護支援事業者の指定に係る権限が都道府県から市町村に移譲されることになります。 これに伴い、指定居宅介護支援等の人員や運営に関する基準等について、条例で定める必要が生じたものです。	
経過・検討結果	１　平成２６年６月２５日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布 ２　同法により介護保険法が改正され、居宅介護支援事業者の指定に係る権限が都道府県から市町村に移譲される（平成３０年４月１日施行）。 ３　改正介護保険法において、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準、並びに申請者の法人格の有無に係る基準は市町村の条例で定める旨が規定されている。	
決定等を要する事項	１　国の基準に従い、条例で、「居宅介護支援の基本方針」及び介護保険法により条例で規定することが求められている「指定居宅介護支援事業者の適格要件」について定めること。 ２　上記のうち、記録の保存年限については、「５年」として定めること。 ３　居宅介護支援事業者が指定申請及び指定更新申請を行う際に、審査手数料を徴収する規定を設けること。 ４　居宅介護支援に係る人員及び運営に関する基準は、規則に委任すること。	
今後の取扱い	平成３０年２月５日　高齢者保健福祉推進委員会に諮問 ２月上旬　高齢者保健福祉推進委員会から答申 ２月下旬　平成３０年秦野市議会第１回定例会に議案提出 ４月１日　条例施行	

資料１

秦野市指定居宅介護支援等の事業に関する条例を制定することについて

１　条例制定の趣旨及び経緯

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするためには、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となり、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的に関わっていくことが必要です。このため、保険者機能の強化という観点から、平成２６年６月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により介護保険法が一部改正され、３０年４月１日に居宅介護支援事業者の指定に係る権限等が都道府県知事から市町村長に移譲されることとなっています。

これに伴い、現在、都道府県、指定都市及び中核市が条例で定めている居宅介護支援の基準（指定居宅介護支援等の人員や運営に関する基準）は、市町村の条例で定める必要が生じます。

２　条例で位置付けるサービス

事業種別	事業の概要
指定居宅介護支援	要介護者の依頼を受けて、その者の利用する居宅サービス等を定める「居宅サービス計画」を作成するとともに、この計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護保険事業者との連絡調整等を行うサービス
基準該当居宅介護支援	指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（市町村の条例で定める基準を満たすと認められる事業者により行われるものに限る）

３　条例で定める主な基準等

(1)　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）で定める基準に従い、指定居宅介護支援事業者の指定の申請に係る条例で定める者は、法人格を有しなければならないこと。

(2)　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚

生省令第３８号）に従い、基本方針を次のとおりとすること。

ア　指定居宅介護支援事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

イ　指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

ウ　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

エ　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たり、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(3)　指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料を徴収すること。

(4)　基準該当居宅介護支援事業の基本方針について準用すること。

(5)　指定居宅介護支援等の人員や運営に関する基準）は、条例施行規則に委任すること。

4　条例及び条例施行規則の構成

現行の厚生労働省令は、３０項目の基準が示されていますが、条例で規定する項目は、居宅介護支援事業指定申請者の法人格の有無に係る基準及び居宅介護支援の基本方針とし、人員及び運営の基準は、細かな基準を含め、一体的に事業者、市民等に示すことが、より分かりやすい内容となるため、規則に委ねるものとします。

なお、規則には、指定事業者に対する指導及び監査に関する事項についても規定します。

5　本市基準の考え方

本市の基準は、国が区分した「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とに基づき定める必要があります。

現状の基準で妥当かつ支障がないものについては、厚生労働省令のとおり

の基準とし、記録の保存年限については、同省令では「２年」ですが、地域密着型（介護予防）サービス事業の規定に合わせ「５年」にします。

なお、これは、現在の指定権限を持つ神奈川県の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年神奈川県条例第４１号）」と同様の内容です。

6　指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料について

(1)　概要

居宅介護支援事業者が、指定申請及び指定更新申請を行う際に、審査手数料を徴収する規定を設けます。

(2)　手数料徴収の考え方

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について市町村が条例で定めることとされ、各市町村においては、自らの判断と責任により制度運営をすることとなります。

指定審査等に係る審査事務が地方自治法第２２７条に規定する、特定の者のためにする事務であることを踏まえ、応益負担及び歳入確保の観点から、この事務に係る手数料を徴収するものです。

(3)　手数料の額

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例第１５条に規定する手数料の積算方法及び基準単価に基づき積算した結果、次の額とします。

手数料の徴収に係る申請	手数料の名称	手数料の額
法第４６条第１項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	１件につき ２０，０００円
法第７９条の２第１項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新に係る申請	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	１件につき １０，０００円

7　施行期日

平成３０年４月１日とします。

資料２

秦野市指定居宅介護支援等の事業に関する条例施行規則制定案要綱

１　施行規則に規定する内容

(1)　指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準

(2)　介護保険法の規定に基づき、本市が行う事業者に対する指導についての具体的な方法等

(3)　事業者の指定申請に係る手続等

２　人員及び運営に関する基準の主な内容（厚生労働省令の規定内容）

(1)　人員に関する基準

従業者の員数及び資格要件、管理者の資格要件等

(2)　運営に関する基準

ア　内容及び手続の説明及び同意

利用申込者又はその家族にあらかじめ重要事項の説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

イ　提供拒否の禁止

正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないこと。

ウ　サービス提供困難時の対応

適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者の紹介その他の必要な処置を講じること。

エ　受給資格等の確認

被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認すること。

オ　要介護認定の申請に係る援助

要介護認定を申請していない利用申込者に対し、速やかに申請が行われるよう援助を行うこと。

カ　身分を証明する書類の携行

介護支援専門員に身分を証明する書類を携帯させ、利用者等から求められた場合に提示すること。

キ　利用料等の受領

利用料と居宅介護サービス計画費との間に不合理な差が生じないようにしなければならないこと。

ク　保険給付の請求のための証明書の交付

利用料の支払を受けた場合は、額等を記載したサービス提供証明書を交付すること。

ケ　指定居宅介護支援の基本取扱方針

利用者の介護予防に役立つように行われるとともに、保健医療サービスを提供する者との連携に十分配慮すること。

コ　指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(ｱ)　利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うよう状況等に応じ、継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるようにすること。

(ｲ)　介護サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス等の利用も含めて、サービス計画に位置付けること。

(ｳ)　サービス担当者と利用者の状況に関する情報を共有するとともに、サービス計画原案について意見を求めること。

サ　法定代理受領サービスに係る報告

毎月、本市に、サービス計画に法定代理受領サービスとして位置付けたものを報告すること。

シ　利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

利用者からの申出等に応じて、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付すること。

ス　利用者に関する市町村への通知

利用者が不正な行為により保険給付を受けたとき等は、遅滞なく市町村に通知すること。

セ　管理者の責務

管理者は従業者及び業務を一元的に管理し、従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

ソ　運営規程

事業の目的、運営の方針等運営に関する重要事項などについて規程を定めておくこと。

タ　勤務体制の確保

適切な居宅介護支援を提供できるよう勤務体制を定め、職員の資質の向上のため研修機会を確保すること。

チ　設備及び備品等

運営に必要な広さの区画と必要な設備及び備品等を備えること。

ツ　従業者の健康管理

介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うこと。

テ　掲示

運営規程の概要等利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項を事業所に掲示すること。

ト　秘密保持

正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてならないこと。

ナ　広告

広告は、虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

ニ　居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

(ｱ)　事業者・管理者は、特定のサービス事業者によるサービスを位置付ける指示等をしてはならないこと。

(ｲ)　利用者に特定の事業者等によるサービスを利用させる対償として、金品等の利益を収受してはならないこと。

ヌ　苦情処理

(ｱ)　居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けたサービス等に対する苦情に迅速かつ適切に対応すること。

(ｲ)　苦情の内容を記録するとともに、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

ネ　事故発生時の対応

利用者に居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡し、必要な処置を講じること。

ノ　会計の区分

事業所ごとに会計を区分するとともに、居宅介護支援と他の事業の会計とを区分すること。

ハ　記録の整備

介護予防支援のサービス提供記録等を整備し、５年間保存すること。

３　厚生労働省令に定める基準との比較

厚生労働省令（以下「省令」といいます。）では、サービス提供記録に係る保存期間を「２年」と規定していますが、本市の施行規則では、介護報酬の返還期間である５年間に対応できるよう、その保存期間を「５年」と規定す

るものです（上記２（2）ハ)。

その他の基準については、省令の基準に基づき運営することで適切なサービスが提供されていることから、省令と異なる基準を定める必要性が認めらませんので省令のとおり規定するものです。

なお、現在の指定権限を持つ神奈川県の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年神奈川県条例第４１号)」と同様の内容です。

４　施行期日

条例の施行期日と同じ、平成３０年４月１日とするものです。

議題２

政策会議付議事案書（平成３０年１月１１日）

提案課名　国保年金課
報告者名　陶山　茂

事案名	秦野市国民健康保険条例及び秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて	資料 有 ☐ 無
目的・必要性	持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療保健制度改革の推進を目的に『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が平成２７年５月２９日に公布され、平成３０年４月１日に施行されます。 本市においても平成３０年度国保制度改革に係る法改正の趣旨を考慮し、国民健康保険事業を適切に実施するため国民健康保険条例及び国民健康保険税条例の一部を改正するものです。	
経過・検討結果	１　平成２７年５月２９日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の公布（一部を除き平成３０年４月１日施行） ２　平成２９年１月１８日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布（平成３０年４月１日施行） （第１弾政令：保険料にかかる政令） ３　平成２９年３月３１日 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布（国保税に係る第２条は平成３０年４月１日施行） ４　平成２９年１０月１２日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布（平成３０年４月１日施行） （第２弾政令：運営協議会、納付金等にかかる政令）	
決定等を要する事項	１　秦野市国民健康保険条例において、国民健康保険運営協議会の構成員として「被用者保険等保険者を代表する者」を加えること。 ２　秦野市国民健康保険税条例において、国保制度改革に合わせ、納付金の名称等条例上必要な改正を行うこと。 ※詳細は、別紙「資料」のとおり	
今後の取扱	１　平成３０年１月から２月 国民健康保険税条例参考例提示（予定） ２　平成３０年２月 国保運営協議会への報告 ３　平成３０年２月 平成３０年第１回定例会に条例改正案を上程	

資　料

平成３０年１月１１日
国保年金課作成

秦野市国民健康保険条例及び秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

１　条例改正の背景

国民健康保険制度の持つ年齢構成が高く医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いといった様々な課題を解消し、持続可能な医療保険制度を構築するため､｢持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第３１号)」が公布され、国民健康保険法の一部改正が平成３０年４月１日に施行されます。

２　条例改正の概要

(1)　国民健康保険条例の改正

国保財政において被用者保険が拠出する前期高齢者交付金の割合が相当程度高く、国保事業の在り方が被用者保険の運営にも影響を与えることから県の運営協議会では、被用者保険等保険者を代表する委員の選出を必須とし、各市町村の運営協議会では任意に構成員とすることができるよう法改正が行われたため、被用者保険等保険者を代表する委員を構成員に加える条例改正を行うものです。

(2)　国民健康保険税条例の改正（裏面イメージ参照）

制度改革により、保険税の内訳である後期高齢者支援金及び介護納付金の納付方法が変更となりました。

これまで市町村から社会保険診療報酬支払基金に納付していたものが、市町村から県に国保事業費納付金として納付し、県が社会保険診療報酬支払基金に納付することとなります。

この制度改革に伴い、地方税法においても課税額の内容に係る記述が改正されたため、国民健康保険税条例おいても課税額の内容を地方税法に基づく記載に改め、条例改正を行うものです。

国保制度改革による後期高齢者支援金及び介護納付金の流れのイメージ

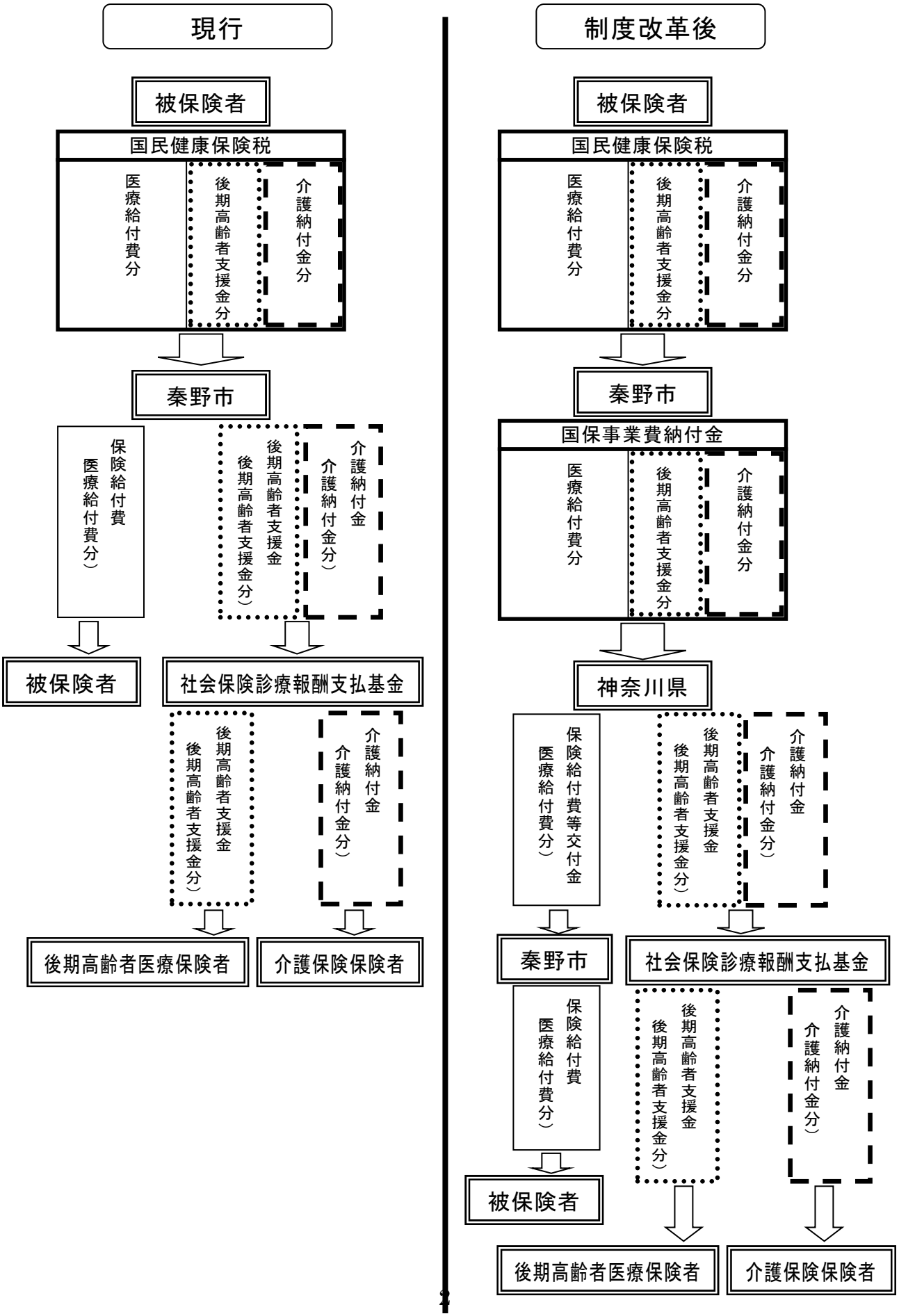

議題３

政策会議付議事案書（平成３０年1月１１日）

提案課名　環境資源対策課
報告者名　小野塚　由紀夫

事案名	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて	資料　有　無
目的・必要性	秦野市伊勢原市環境衛生組合がごみ処理手数料を改正することに合わせ、本市の秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第２０条の一般廃棄物処理手数料を見直した結果、一部改正するものです。	
経過・検討結果	１　検討の経過 平成２９年　１０月　５日　秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員連絡会にて、同組合のごみ処理手数料の改定案が報告される。 同年　１０月～　秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の処理手数料について検討 同年　１２月１９日　ごみ処理手数料の改定に係る秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例の一部改正案が秦野市伊勢原市環境衛生組合議会において可決される。 同年　１２月２１日　秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案を秦野市廃棄物対策審議会へ諮問及び答申 ２　検討結果 本市は、過去、事業系の一般廃棄物の収集、運搬及び処理業務並びに容器包装プラスチックの搬入業務を行っておりましたが、現在は行っておらず、また今後も行わないため、実態に即した条例の改正をすべきと判断しました。	
決定等を要する事項	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第２０条に定める一般廃棄物処理手数料のうち、事業系の一般廃棄物及び容器包装プラスチックの処理手数料を削除します。	
今後の取扱い	平成３０年　２月　改正条例の議案を上程 同年　３月　公布 なお、施行日については、公布の日からとします。	

資料

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の骨子について

１　改正の概要

秦野市伊勢原市環境衛生組合がごみ処理手数料を改正することに合わせ、本市の秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第２０条の一般廃棄物処理手数料を見直した結果、次のとおり一部改正します。

(1)　現在、本市は、事業系の一般廃棄物の収集、運搬及び処理を行っていないため、削除します。

(2)　容器包装プラスチックの搬入について、現在、市長が指定する施設への搬入がないため、削除します。

２　改正の内容案

別表（第２０条関係）

種別	取扱区分	手数料	
し尿	(1) 定額制　一般家庭及びこれに準じるもので、常時利用人員が一定のもの	1 人につき 月額　290 円	
	(2) 度数制　前号に該当するもののうち 1 か月に 1 回を超えてくみ取りをするもの	1 回につき	430 円
	(3) 従量制　前 2 号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	42 リットルにつき	280 円
動物の死体		1 体につき	5,250 円
一般家庭から排出される粗大ごみ	(1) 本市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき	650 円
	(2) 市民が市長が指定する施設へ自己搬入するとき。	1 個につき	300 円
上記以外の一般廃棄物	(1) 排出量が常時 1 日平均 10 キログラム以上又は一時に 100 キログラムを超えるものを本市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき	39 円
	(2) 一般廃棄物収集運搬事業者が規則で定める容器包装プラスチックを市長が指定する施設へ搬入するとき。	1キログラムにつき	19 円

※ 下線部を削除します。

議題４

政策会議付議事案書（平成３０年1月１１日）

提案課名　森林づくり課
報告者名　中村　貢

事案名	（仮称）ヤビツ山荘の再築への取組について	資料　有　無
目的・必要性	平成２８年度の本市の観光客は約２６０万人で、丹沢表尾根など、登山やハイキングなどの自然資源を目的とした観光客が多く訪れていますが、１人あたりの観光消費額が県内でも特に少なく、その原因としては、登山やハイキング利用が中心の観光客が現地で消費する場や仕組みが少ないことが考えられます。 そのため、本市で最も多くの観光客が訪れるヤビツ峠及びその周辺に都市住民や訪日外国人等が余暇等を利用して、登山やヒルクライム、里地里山体験等のレクリエーションを満喫してもらうための観光拠点施設「（仮称）ヤビツ山荘」を整備し、官民協働による経済性のある持続可能な森林・里地里山・観光（森・里・観）の連携事業を展開することにより、交流人口の増加と市内消費を生み出し、地域所得の向上及び観光振興を図るとともに、アウトドア活動やグリーンツーリズムが盛んな地域イメージを確立することを目的とします。	
経過・検討結果	１　ヤビツ山荘の歴史 昭和３６年　市営山荘として、登山ブームにおける表丹沢の登山基地として開業 平成２３年　ヤビツ峠の新設トイレが建設されたことにより解体 ２　再築等に当たっての財源確保 再築に当たっては、東財産区からの繰出金や寄附金を充当するとともに、国の交付金の活用を検討し、一般財源の負担をできる限り圧縮して進めるものとします。 また、年間７０万人にとも言われているヤビツ峠を訪れる登山客や観光客の多くを独占的に顧客として見込める状況にあり、運営に当たっては、民間を活用して、独立採算の確保を図ります。	
決定等を要する事項	今後、ヤビツ山荘の再築に取り組むこと。	

今後の取扱い	平成３０年度事業　　全体事業計画の策定 平成３１年度事業　　（仮称）ヤビツ山荘の整備 平成３２年度事業　　（仮称）ヤビツ山荘供用開始

観光拠点施設周辺図
（（仮称）ヤビツ山荘及び周辺整備事業イメージ図）

縮尺 S=1:500

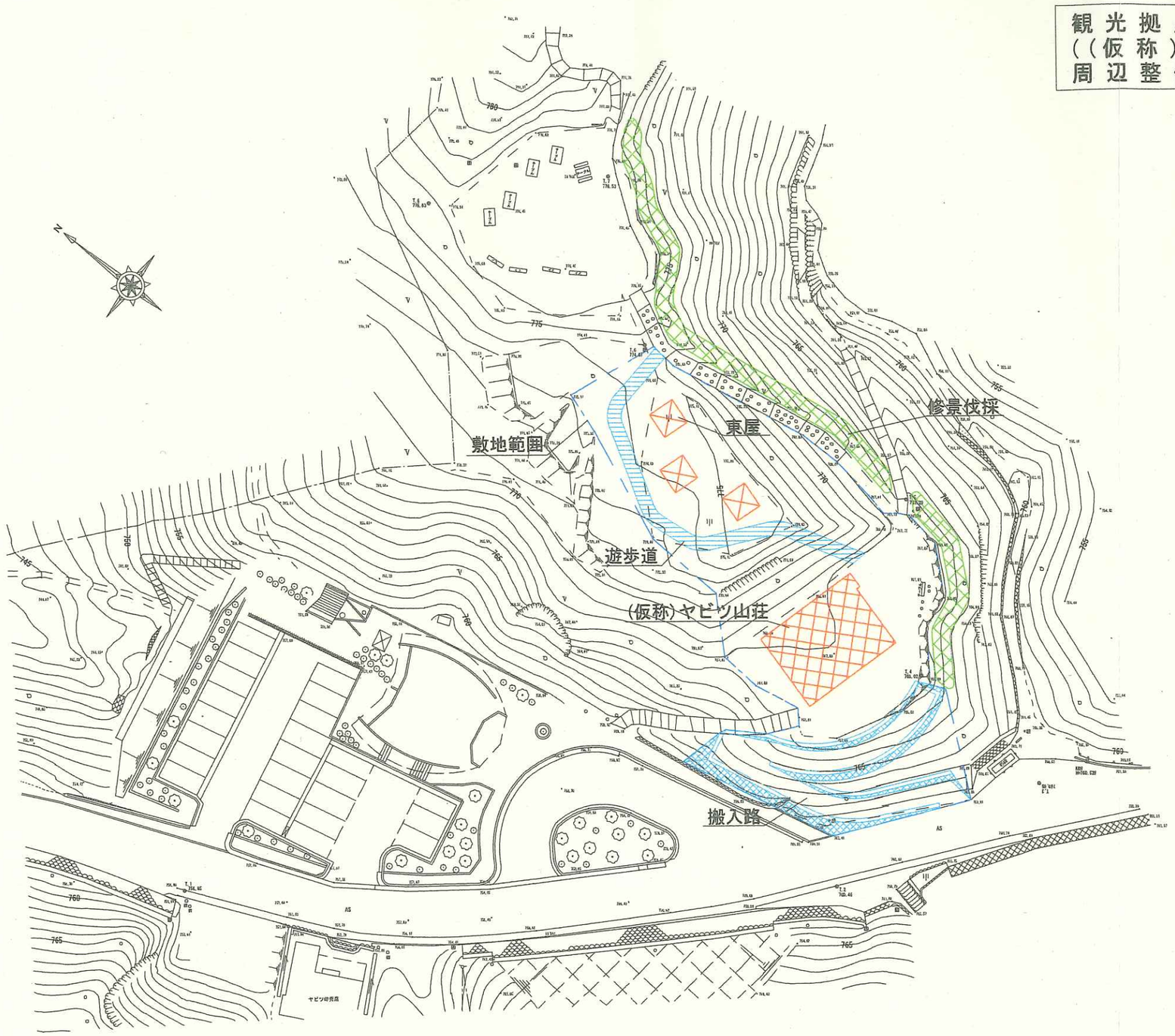
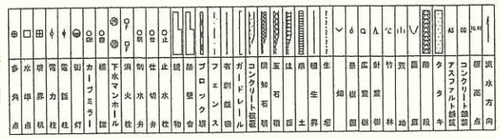
凡例